

熊取町教育大綱（令和3年3月改定）

熊 取 町

目 次

第1章 大綱の改定について

- 1 改定の趣旨と位置付け・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 改定にあたっての考え方と構成・・・・ 1

第2章 熊取町がめざすこれからの教育について

- 1 教育に求められるもの・・・・・・・・・・ 2
- 2 熊取町における教育の目標・・・・・・・・ 3

第3章 教育の取組方針

- 1 学校教育の取組方針・・・・・・・・・・ 4
- 2 社会教育の取組方針・・・・・・・・・・ 7

第1章 大綱の改定について

1 改定の趣旨と位置付け

本町では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育の基本的な理念と、教育・学術及び文化の振興に関する施策の取組方針を定めるため、平成27年6月に熊取町教育大綱を策定しました。その計画期間が令和2年3月をもって満了することに伴い、同大綱を改定するものです。

2 計画期間

原則として、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 改定にあたっての考え方と構成

熊取町第4次総合計画における将来像の実現に向けた施策の大綱である「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」を基本としつつ、だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できることを念頭におきながら、社会情勢の変化に対応する新たな視点及び国・府の教育施策を勘案して改定します。

この大綱は、本町がめざすこれからの教育の基本的な理念と取組方針を定めるものであり、本町の教育行政の推進にあたっては、熊取町教育方針を柱として多様な施策を展開します。

第2章 熊取町がめざすこれからの教育について

1 教育に求められるもの

熊取町の教育は、日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、人格の完成をめざし、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、社会の形成者である住民を育成すること、すなわち、‘人づくり’をめざしています。

この教育のめざすものはいかに時代が変わろうとも変わることはありません。人々は、互いの人権を尊重し、生涯を通して健康で生きがいのある人生を過ごす中で、それぞれの自己実現を図り、幸せな生涯を送りたいと願っています。

一方で、この教育のめざすものを実現するために求められる教育の役割や責務は、社会経済情勢の変化と無関係ではありません。急激な少子高齢化社会の進行をはじめ、人生100年時代と言われる長寿化、貧困対策や児童生徒の安全確保の問題、目覚ましいICTの技術革新、国際化の進展、とりわけ国際社会共通の目標であるSDGsの達成等、教育を取り巻く環境が、大きく変化しています。

2017年に告示の「学習指導要領」では「主体的、対話的で深い学び」の視点に立った授業を通して資質・能力を身に付け、生涯に渡って積極的に学び続けることを目標としています。また、その前文では「一人一人の児童が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手」となることが明示されており、環境や人権・開発などの課題を主体的に考え、公正で持続可能な社会をつくるために行動する人を育成する持続可能な開発のための教育（ESD）が重視されています。

社会の加速度的な変化の中でも、まさに‘生きる力’が求められています。すなわち、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決をめざし、他者と協働しながら新たな価値を生み出していく力が必要となります。

これらの力を身に付けるため、次代を担う子どもたちには、教育基本法の理念に基づき、責任ある社会の一員として生きていくための基礎を育てていくことが重要です。そのためには、学校教育はもとより、地域社会全体で教育の向上に取り組み、子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育と SDGs 達成のための教育環境の整備の取組が求められます。

加えて、人生100年時代においては、高齢者から若者まで、性別や年齢を問わずすべての人が活躍し続けられる地域社会が必要です。文化・芸術・スポーツの分野を含め、幅広く住民が主体的に学べる生涯学習社会の実現に向けた取組をより充実させることが求められます。

熊取町がめざすこれからの教育を具現化していくためには、住民等との協働のもとに町行政と教育委員会が密な連携を図ることが重要です。特に教育委員会は、社会の変化や住民の多様なニーズを的確に把握しながら、きめ細かな教育行政を推進するとともに、適時適切にその推進状況を点検・評価し、その結果を公表するなど、住民に対する説明責任に留意することが大切です。

2 熊取町における教育の目標

「熊取の学びはどうあるべきか」「熊取の子どもをどのように育むか」など、将来を見据えた教育のあり方が問われる中、熊取町は、妊娠・出産期から就学期までの充実した子育て施策と一体的に、「教育のまち」として教育内容の充実を図ります。加えて、教育環境の整備に努め、一人ひとりの確かな学力の向上と豊かな心の醸成を図ってまいります。

「住みたい 住んでよかった ともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」を将来像に策定した熊取町第4次総合計画（2018年～2027年）の「まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまち」等の理念を実現すべく、どのような時代にあっても「自立した一人の人間」としての主体性と柔軟性をあわせ持ち、他者との積極的な関わりの中で、心豊かにたくましく生き抜くことのできる人材の育成に取り組んでまいります。

第3章 教育の取組方針

1 学校教育の取組方針

学校教育においては、持続可能な社会の実現に向けて、児童生徒一人ひとりが、主体的に変化に向き合い、他者と協働しながら、よりよい社会を切り拓くことができるよう、平成29年3月告示の学習指導要領の趣旨を踏まえ、「生きる力」である「確かな学力、豊かな心、健やかな体」をバランスよく育むことが求められます。

そのため、児童生徒の発達段階に応じて体系的な教育を行うとともに、各学校長のリーダーシップとマネジメントのもとで、全教職員が参画意識を持って学校運営を進め、組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていきます。

そして、学びの姿勢や豊かな心の育成など、いつの時代も変わらないものを大切にしながら、今日的な教育課題の克服のため学校運営を進めていくことができるよう、学校管理者と連携を図りながら、以下の方針に基づき取組を進めます。

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上

- ・基礎的・基本的な知識、技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。特に本町の特長を活かした学生及び地域の方による学習支援ボランティア派遣事業などを活用し、個に応じた学習支援を引き続き行っていきます。
- ・全小中学校に学校図書館司書を配置し、児童・生徒の学習支援を行うとともに、全小中学校に外国人英語指導助手を配置するなど外国語教育の充実を図ります。
- ・プログラミング教育の導入に伴い、ICTを活用した学習指導の充実を図ります。

(2) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成

- ・人間性や社会性など豊かな心を育むため、道徳教育や人権教育等を推進するとともに、多様な体験活動や他者との対話等を通じて、他者を思いやる心や人権感覚等を養う取組を進めます。
- ・生涯にわたって運動に親しむ習慣を身に付けるため、運動の楽しさ等を体験させる活動を充実させる等、健康と体力の増進を図ります。

(3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成

- ・あらゆる教育活動を通して、児童生徒一人ひとりの生命の大切さや善悪の判断など、人間としての基本的な倫理観や規範意識を育成します。また、いじめ、虐待、不登校、問題行動など児童生徒の課題に対しては、スクールソーシャルワーカーや外部人材を活用した相談や支援を充実させます。
- ・SDGs が求める社会変容に対応できる児童生徒を育成するため、生活環境、自然環境に目を向け、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動する意欲や態度を育みます。

(4) 教職員の資質・能力の向上

- ・日々の教育活動等の課題を把握・検証し、指導方法の工夫改善を図るとともに、課題に応じた研修を実施し、「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成します。
- ・生徒が主体的に学んだり、行動したりすることを教師は支援するという学習観の転換が必要になっている。このような学習における「ファシリテーター」としての側面を持つ教師像を求めます。

(5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進

- ・「学校教育自己診断」の実施により、学校運営体制の見直しを行うとともに、地域住民、学生の協力を得ながら、様々な教育課題に適切に対応し学校運営体制の充実を図っていきます。
- ・関係法令や規則等に基づき、教職員の勤務時間の適切な管理を行います。

(6) 児童生徒の安全確保

- ・児童生徒が安心して学べる学校の安全管理体制の確立は重要な課題であり、自治会を中心とした地域コミュニティ団体や住民活動団体等との協働による町ぐるみで子育てを支援する体制を活かした「子ども安全デー」や、「子ども見まもり隊」の取組を進めるとともに、スクールガード・リーダーの配置や登下校管理システムなどを活用し、児童生徒の安全確保に努めます。

(7) 教育の環境や条件の整備

- ・児童生徒が安全・安心で落ち着いて学校生活を送ることができよう、施設の質的な向上及び適正な維持管理に努めます。
- ・小中学校において、ICTを効果的に活用した学習活動ができる環境整備を進めます。
- ・健全な心と体を培い豊かな人間性を育む基礎となるよう、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食の提供に努めるなど、学校給食の充実を図ります。
- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、児童生徒が均しく義務教育を受けることができる条件を確保します。

2 社会教育の取組方針

社会教育においては、すべての住民があらゆる機会にあらゆる場所において、主体的に学習することができ、その学習成果を適切に活かすことのできる環境を整えていくことが求められます。

そのために、平成30年3月策定の「第4次生涯学習推進計画」の基本目標である「仲間といきいき活動し、みんなが健康で心豊かに暮らせるまち 熊取」の実現に向け、生涯学習、文化芸術、運動・スポーツ、図書館の各分野が連携・協力しながら、以下の方針に基づき取組を進めます。

(1) 生涯学習の推進

- ・町内大学との連携、地域人材の活用等を行いつつ、社会的要請や学習ニーズに応じた講座・学習の機会の提供に努めるとともに、学習成果の発表・活用機会の充実を図ります。
- ・学校・家庭と社会教育団体等をはじめとする地域との連携により形成された教育コミュニティにより、学校の教育活動の支援や登下校時の見守り活動等を行い、子どもたちの安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成に努めます。
- ・各種講座等事業の実施にあたっては、担当部署と連携した人権学習などとともに、庁内関係部局と連携した学習機会の提供を図り、更なる住民サービスの向上に努めます。

(2) 文化・芸術の振興と充実

- ・多様化する住民の文化・芸術活動に対応できるよう、地域の歴史資料の収集、保存、活用を図り、各種イベント情報など幅広い情報の収集を行い、より効果的な情報の提供に努めるとともに、伝統文化の継承をはじめ、まちに愛着が持てる取組を進めます。
- ・各施設の特性に応じた学習機会の提供が行えるよう、施設の環境整備に努めるとともに、より効率的な施設運営をめざします。
- ・文化・芸術活動の発表機会の充実や、住民の自主活動の支援に取り組むとともに町内大学との連携を深め、その特色を活かしたイベント等を実施します。

(3) 生涯スポーツの推進

- ・住民のニーズに応じたスポーツ教室や各種スポーツイベントの開催、また、スポーツ関係団体の支援、育成、大規模な大会の誘致に加え、身近でハイレベルな競技や試合等を観戦する「観るスポーツ」への取組など、スポーツに親しむ機会及びスポーツへの興味・関心を持つ機会の充実を図ります。
- ・町内大学と連携したイベント等の実施やスポーツ指導者等の人材確保、養成と資質向上に努めます。

(4) 図書館サービスの充実

- ・地域を支える情報拠点として、新鮮で適切な蔵書構成の維持に努めるとともに、誰もが読書に親しめる環境づくりを推進します。
- ・多様な学習活動機会の提供に努め、住民の自主的な活動を支援するとともに、住民団体や関連機関等との協働による事業を進めます。
- ・「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書環境を整備します。